



かしこい

広がる訪問販売

安くて便利なものを——私たちがよく口にすることばです。

安いと思って買った物が粗悪品だった、ほんの軽い気持で契約したら、あとから驚くほど高額の請求書をもらった…。

最近、このような相談や苦情が市民生活課に寄せられています。

特に多いのが、教育器材や自動販売機など訪問販売によるトラブル。

このようなトラブルを防ぐため、売買契約書の交付義務や一定期間内なら売買契約の解除ができるクリーリング・オフ制度があります。

5月30日は「消費者の日」あなたも、かしこい消費者となるための知識を身につけてみませんか。

複雑な契約は トラブルのもと

最近、商品の販売方法が多様化し、今までの店頭販売のわくを越えて、積極的に消費者の家庭に出向き又は、路上などで販売行為をする訪問販売。

あるいは、テレビ・新聞・雑誌広告などをを利用して行う通信販売が広く普及しています。

これらの販売方法は、消費者にとっては、家庭にいながら買える、マ

ンツーマンの売り買ひだから、きめ細かい説明が聞けるなどの利点があります。しかし、その反面、契約が複雑であったり、業者の説明と商品イメージが違ったなど、トラブルの原因ともなっています。

ふえる訪問販売の苦情

訪問販売について、通産省がおこなった消費生活改善アンケート調査によると、セールスマンの訪問を受

けたことがある人は、回答者の90%にも達しており、また全体の50%の人は訪問販売を利用したことがあると答えています。(3ページグラフ)

そのうち、不満、トラブルを経験した人は、約30%もありました。

訪問販売による苦情の件数は年々増え、昭和53年度が810件、54年度が967件となっています。(通産省調べ)

これらの苦情を商品別にみると、英語教材と学習教材が最も多く、次に衛生用品、書籍の順です。

公害防止の監視強化を 地域連絡会議で確認

富士市公害防止地域連絡会議の幹事会が、4月23日市役所で開かれました。

幹事会では、56年度行事計画の検討や各地域公害防止対策委員会の活動状況などを交換。

この連絡会議は、昭和50年2月に各地域の公害対策委員会相互の

連絡を密にするため組織されたもので、現在、今井・田子浦地区など14の公害対策委員会(対象9工場)で構成。これから活動としては、工場の立入調査や優良事業所の視察研修な



〔公害防止に対する意見交換が…〕

どを行い、公害発生の未然防止と住民監視を図ることを確認しました。